

公 告

令和9年産果樹共済に適用する果樹基準共済掛金率等及び果実の単位当たり共済金額が決定したので、事業規程第101条第2項の規定により公告する。

令和8年3月25日

佐賀県農業共済組合
組合長理事 川崎 悟

都道府県名	佐 賀 県
-------	-------

収穫共済の 共済目的の種類	細区分	果実の1 kg当たり価額	
		価額	左欄に掲げる 価額が適用と なる 地 域
うんしゅうみかん	1 群	9 3 円	佐賀県の区域
	2 群	1 0 3 円	
	3 群	1 4 3 円	
なし	1 群	7 3 8 円	佐賀県の区域
	2 群	4 5 9 円	
	3 群	3 6 3 円	
	4 群	3 2 5 円	